

## 主体的、対話的で深い学びの実現をめざす 授業づくりについて

国立特別支援教育総合研究所  
主任研究員 北川 貴章

### 学校教育法72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に**準ずる教育**を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**

<特別支援学校小学部の場合>

各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	----	-------	-----------	------	------

<特別支援学校中学部の場合>

各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	----	-----------	------	------



## 教育課程の編成の原則

**学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準**であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

**教育課程は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成**するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。



**校長を中心として全教職員が共通理解を図りながら、学校として統一のあるしかも特色をもった教育課程を編成することが望まれる。**



## 学校教育法

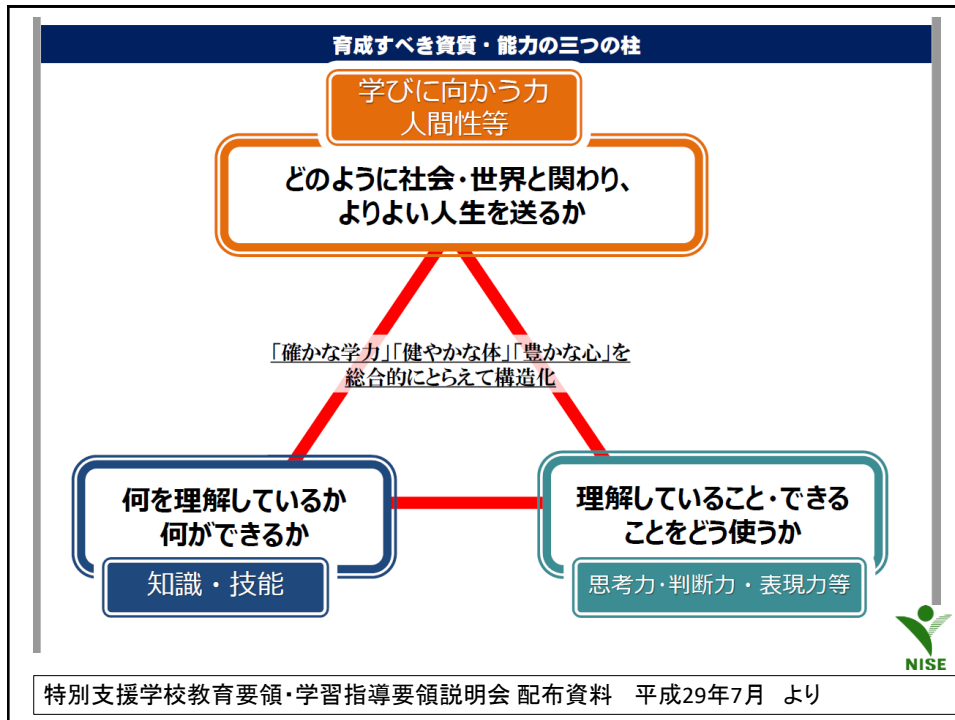
第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○2 前項の場合において、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能**を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、**主体的に学習に取り組む態度**を養うことに、**特に**意を用いなければならない。

※ 第30条第2項は、中学校及び高等学校に準用



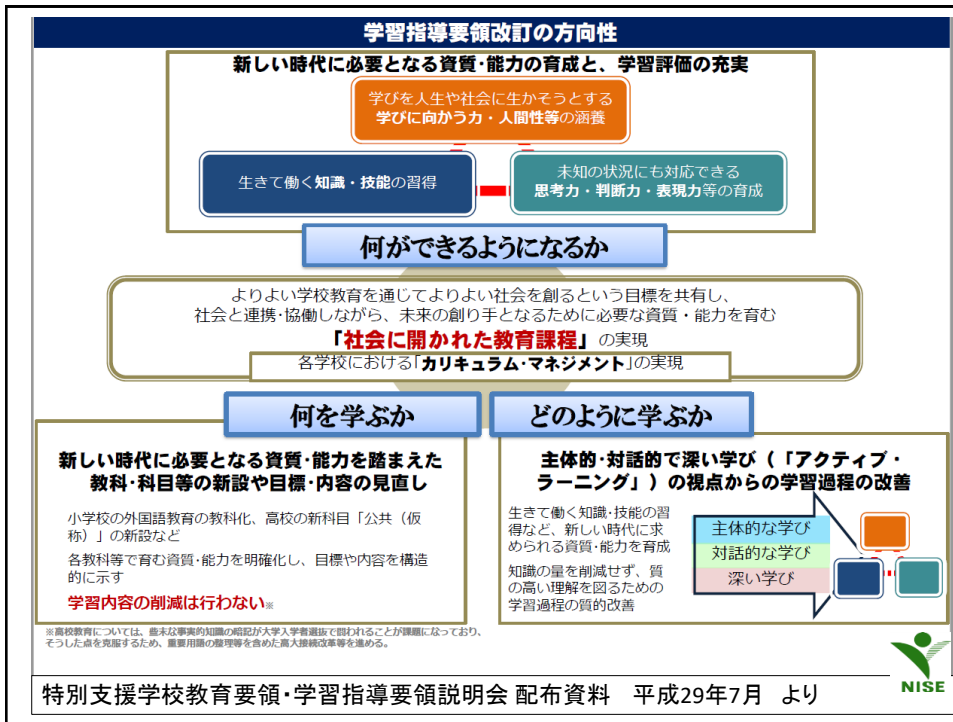


## (2)総則改訂の要点

- 総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。

- ①資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ②カリキュラム・マネジメントの充実
- ③児童生徒の調和的な発達の支援，家庭や地域との連携・協働
- ④重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善した。
- 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、**組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメント**を推進するよう改善した。
- カリキュラム・マネジメントの視点から、本規定を適用する際の基本的な考え方を整理して示した。



## ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める

### 育成を目指す資質・能力（第1章第2節の3）

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、**各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること**、その際には児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

- 「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視
- 各教科等の指導に当たって、**指導のねらいを明確にするための手掛かりとして学習指導要領を活用することが期待されている**

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省管野調査官資料

## 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成29年12月21日中央教育審議会) <抄>

(「主体的・対話的で深い学び」とは何か)

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことで、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

(各教科等の特質に応じた学習活動を改善する視点)

- 「アクティブ・ラーニング」については、総合的な学習の時間における地域課題の解決や、特別活動における学級生活の諸問題の解決など、地域や他者に対して具体的に働きかけたり、対話したりして身近な問題を解決することを指すものと理解されることも見受けられるが、そうした学びだけを指すものではない。
- 例えば国語や各教科等における言語活動や、社会科において課題を追究し解決する活動、理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、これまで充実が図られてきたこうした学習を、更に改善・充実させていくための視点であることに留意が必要である。
- こうした学習活動については、今までの授業時間とは別に新たに時間を確保しなければできないものではなく、現在既に行われているこれらの活動を、「主体的・対話的で深い学び」の視点で改善し、単元や題材のまとまりの中で指導内容を関連付けつつ、質を高めていく工夫が求められていると言える。



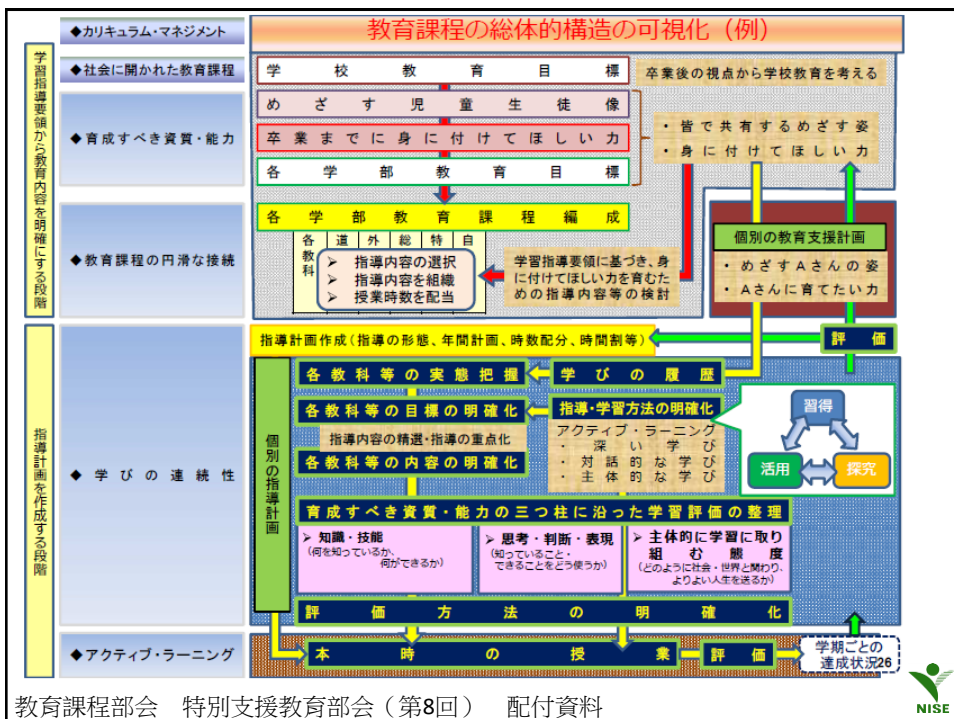
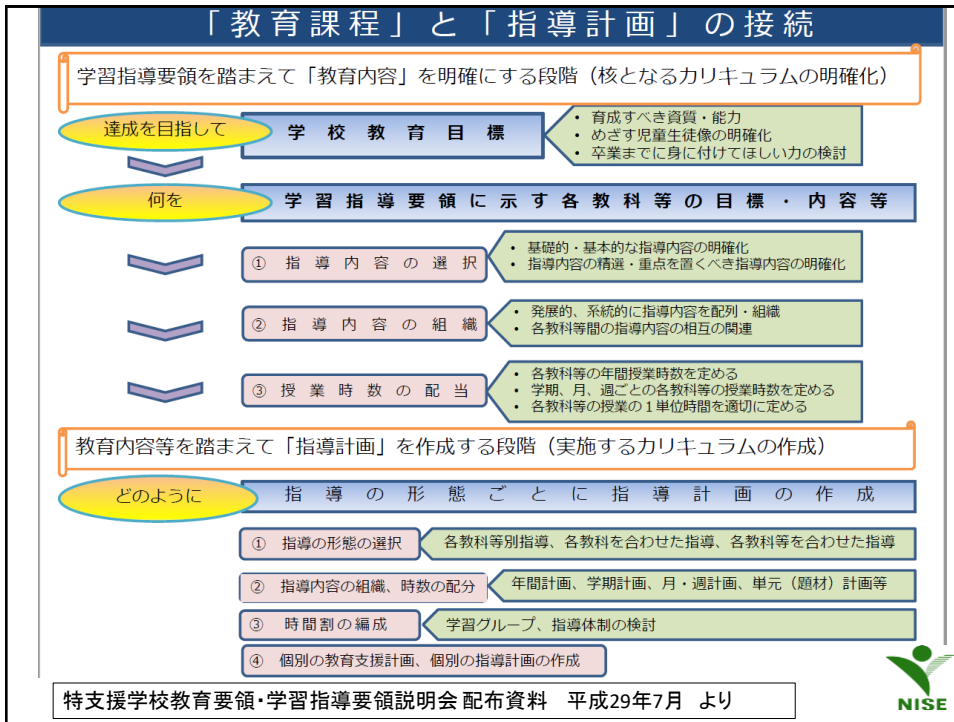
## ②カリキュラム・マネジメントの充実

### 第1章第2節の4

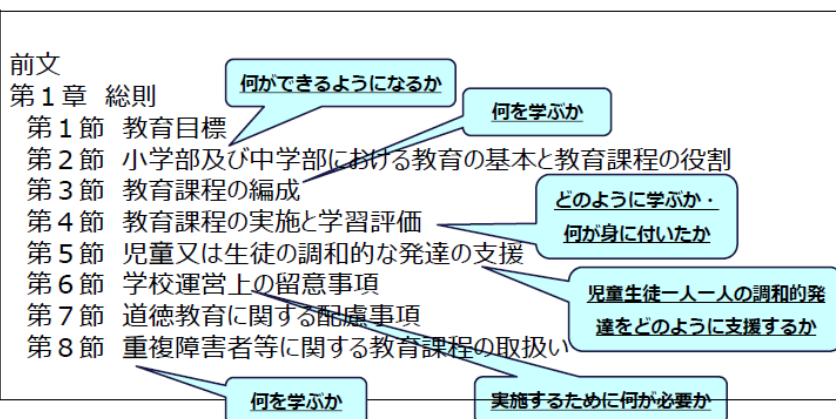
各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省菅野調査官資料





## 第1章 総則の構成について



教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行いやすいように章立てがされており、学校教育の質の向上を図ることが求められている。

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省菅野調査官資料



### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

#### 第1章総則 第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第2節の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだし解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。



## 中央教育審議会答申に示されていた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容

- ① 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。



## 思考・判断・表現の過程

- 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

特別支援学校学習指導要領解説総則編(小学部・中学部)





## 特別支援学校学習指導要領解説総則編(小学部・中学部)

### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 第1章第4節の1の(1)

(中略)具体的な授業の在り方は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習課題等により様々である。単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となるような、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、児童生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。



### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第4節 教育課程の実施と学習評価

- 3 学習評価の充実 学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領  
第1章総則 第4節 教育課程の実施と学習評価

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

(3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。



## 総則の「第8節」について



前文

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

第3節 教育課程の編成

第4節 教育課程の実施と学習評価

第5節 児童又は生徒の調和的な発達への支援

第6節 学校運営上の留意事項

第7節 道徳教育に関する配慮事項

第8節 **重複障害者等に関する教育課程の取扱い**

(ポイント)

- 解説において、本規定を適用する前提となる考え方の整理した。
- 「知的障害者である児童生徒の場合」の新規定を導入した。
- 解説において、各規定の適用判断に際しての視点を例示として掲載した。
- 解説において、カリキュラム・マネジメントの実現を図るため、「知的障害を併せ有する児童生徒の場合」の替える規定を「一部」から「全部」の順番に再構成した。
- 解説において、「重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合」でも、第2章以下に示す各教科等の取扱いを前提とし、各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、適用の可否を検討する必要性を示した。

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省管野調査官資料

## 重複障害者等に関する教育課程の取扱い



児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。  
[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者 である児童 生徒の場合	通常の 教育課程	障害の状態により特に必要がある場合 (特別支援学校(知的障害)の場合も含む)	知的障害を併せ有する 児童生徒の場合	重複障害者のうち、 障害の状態により特に必要 がある場合
<p>■「小学部」の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者は、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容を並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科の一部を取り入れることができる。</p>	<p>■各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる</p> <p>■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の<b>前各学年</b>の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>■道徳科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の<b>前各学年</b>の内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の<b>前各学年</b>の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>■幼稚園の各領域の目標及び内容の一部を取り入れる</p> <p>■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の<b>前各学年</b>の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>■「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>■中学部の外国語科について、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる</p> <p>■幼稚園の各領域の目標及び内容の一部を取り入れる</p>	<p>■「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、「知的障害を有する児童生徒のための」各教科の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる</p>	<p>■「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる</p>

上記の取扱いを適用する際の留意点(学年又は段階の目標の系統性や内容の関連)を規定。

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省菅野調査官資料 40

## 本規定を適用する際の前提となる考え方①

(中略)

以下の規定を適用する際には、第1章総則第1節の教育目標において示したとおり、**第2章以下に示す各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。**その上で、児童生徒が学年や学部において、その在学期間に学校教育として提供する教育の内容を決定する際に、児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定が「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」である。

本規定を適用する際には、**学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかに**していきながら教育課程の編成を工夫することが求められており、このことは、教育課程の評価を実施する上でも重要であることを踏まえる必要がある。

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省菅野調査官資料



## 本規定を適用する際の前提となる考え方②

知的障害を併せ有する  
児童生徒の場合

【「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる】

【小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のため外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる】



【学校教育法施行規則第130条第2項】特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

- 本規定を適用した場合、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、**教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への認識が不十分な状態**にならないようにしなければならない。
- 選択した教育の内容を学習する上で、最適な指導の形態を選択するという認識が重要である。
- 第2章以下に示す各教科等の目標及び内容について、一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが重要。

平成30年度全肢長第1回研究協議会文部科学省菅野調査官資料（一部加筆）



### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年公示）

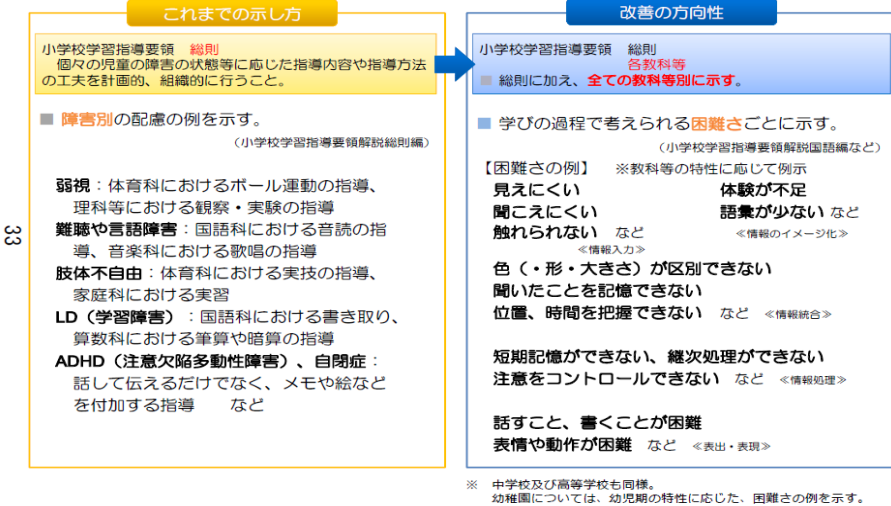
#### 第2章各教科第1節 第1款

#### 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。



各教科等における障害に応じた指導上の工夫について



小・中・高等学校学習指導要領総則に「個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う」ことがしめされた

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 平成28年12月21日 中央教育審議会

新小学校学習指導要領解説国語編(平成29年6月)

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自動具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。
- 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱えている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

■ 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【困難さの状態】に対する【指導上の工夫の意図】+【手立て】の例を示す。(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図をもつ必要)

# 自立活動目標

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領  
(第7章第1)

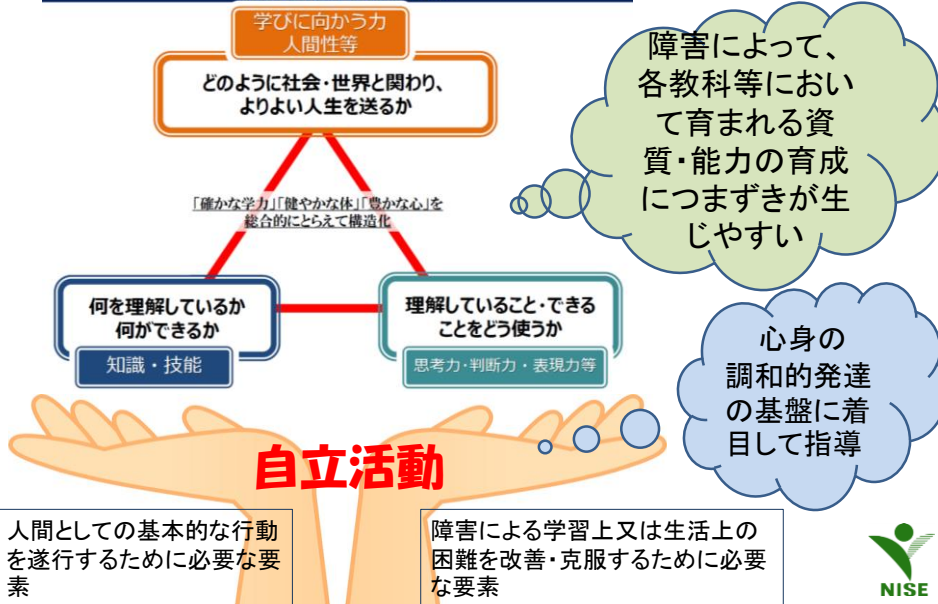
個々の児童又は生徒が自立を目指し、**障害による学習上又は生活上の困難**を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって**心身の調和的発達の基盤**を培う。

「調和的発達の基盤を培う」とは・・・  
一人一人の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにして、全人的な発達を促進することを意味している。



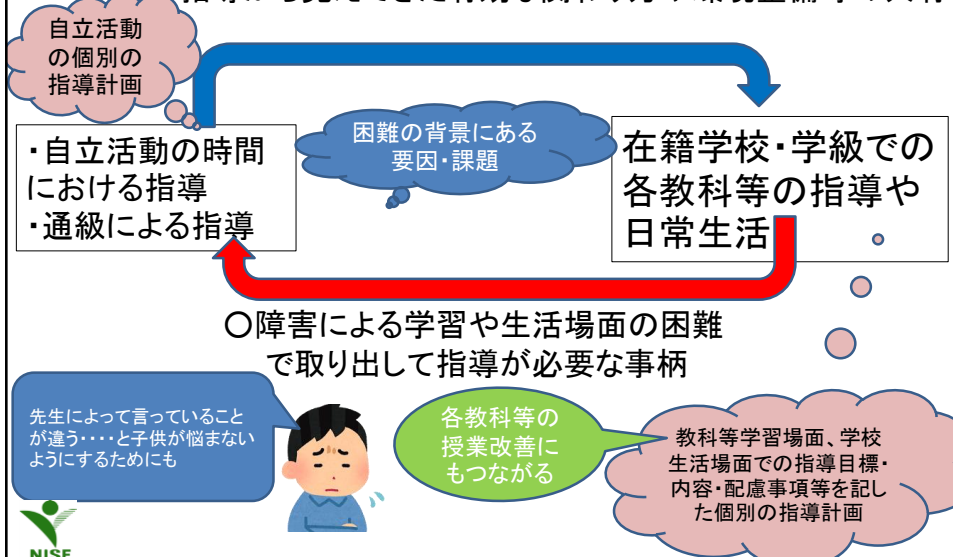
## 自立活動の意義①

育成すべき資質・能力の三つの柱



## 自立活動の意義②

- 時間における指導で身につけた力を発揮・般化
- 指導から見てきた有効な関わり方や環境整備等の共有



## 自立活動の内容:六つの区分、27の項目

六つの区分;「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」

「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」

- 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素
- 障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素

「どの内容」を「どの程度」、「どんな段階で」指導するかが各教科のように示されていない。

学習指導要領に示されている自立活動の内容は、各教科のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人一人の幼児児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定し、相互に関連付けて設定する。

自立活動の指導における個別の指導計画を作成



## 自立活動の個別指導計画を作成するための手続

- 現行学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取扱い」

実態把握→指導目標→指導内容

- 新学習指導要領の「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」

実態把握→課題を明確→指導目標→指導内容

新学習指導要領小学部・中学部学習指導要領  
第7章自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。



## 新特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領

第1章総則第3節教育課程の編成－3

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

イ 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

第1章総則第5節児童又は生徒の調和的な発達の支援－1

(5) 家庭及び地域の地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。





## 自立活動の指導目標や指導内容の不確実性



- ある児童の実態把握を行うことや自立活動の目標・内容を設定することは、一連の作業課程で解を得るとみなせる。解の唯一性に着目すると、設定された目標の妥当性を検証することは困難であり、唯一の絶対は存在しない事態での解の抽出である。**不確実性が介在する中で意思決定を行う。**

(安藤、2001)

複数の教員が携わることで不安は解消されたとしても、  
集団の極化現象・社会的な手抜き・同調圧力 等の課題も起こる



## 評価の機能に着目して

### ① 診断的評価

この時点で妥当性を検証することは意味をなさない。どのような議論・検討を重ねても正解あるいは確信には変わらない。

### ② 形成的評価

**授業を実施し、情報・記録から評価を行い、実態把握や設定された指導目標・指導内容の修正を行う。**

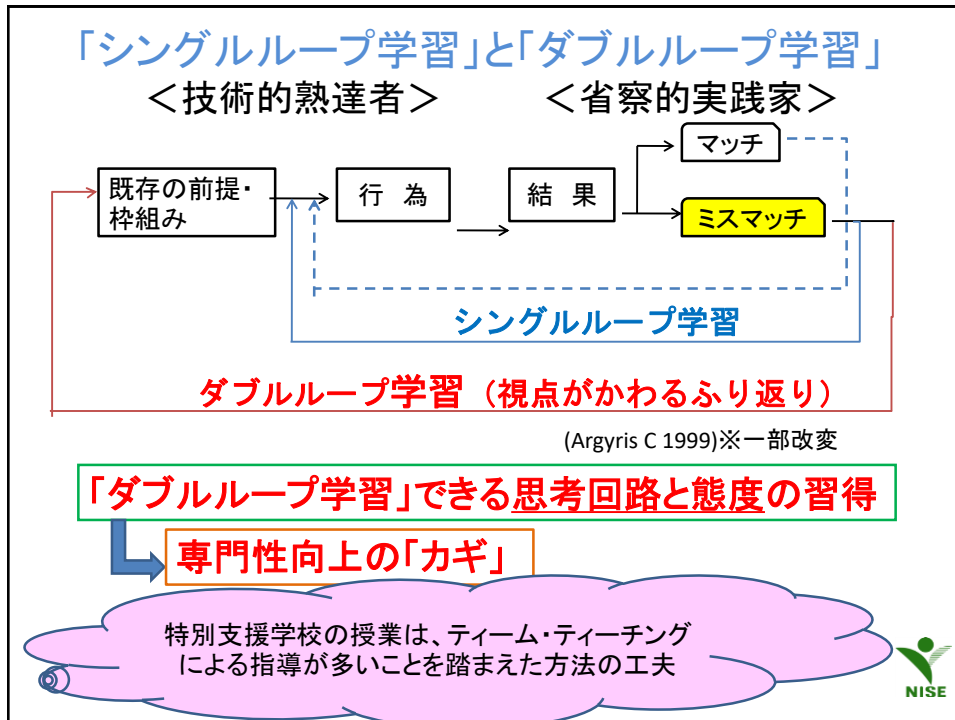
授業により得られた情報を個別の指導計画にフィードバックする。  
→精度を高めた個別の指導計画と授業計画が立てられると、次に授業における児童生徒の学習活動から授業改善につながる情報が得られる。

### ③ 総括的評価

学年末の評価を行うことで、次年度に引き継ぐための個別の指導計画の修正を行う。

安藤 (2004) 特別支援教育における評価の在り方について、肢体不自由教育, 167.





## 引用・参考文献

- ・ 文部科学省:幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)平成28年12月21日 中央教育審議会
- ・ 文部科学省:小学校学習指導要領, 2017
- ・ 文部科学省:中学校学習指導要領, 2017
- ・ 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領, 2017
- ・ 文部科学省:高等学校学習指導要領, 2018
- ・ 文部科学省:特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部), 教育出版, 2018
- ・ 文部科学省:特別支援学校学習指導要領解説自立活動編, 2018
- ・ 文部科学省:小学校学習指導要領解説総則編, 2017
- ・ 安藤隆男、藤田継道:よくわかる肢体不自由教育, ミネルヴァ書房, 2015
- ・ 安藤隆男:自立活動における個別の指導計画の理念と実践—あすの授業を創造する試み—, 川島書店, 2001
- ・ 安藤隆男:特別支援教育における評価の在り方について, 肢体不自由教育, 167号, 2004
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所:特別支援教育の基礎・基本(改訂版), ジアース教育新社, 2015
- ・ Donald Schon、佐藤学・秋田喜代美訳:専門家の知恵—反省的实践家は行為しながら考える, ゆるみ出版, 2001
- ・ 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会:思考力・判断力・表現力を育む授業 (肢体不自由教育実践 授業力向上シリーズNo.5), ジアース教育新社, 2017